

# 会議録

会議の名称	第6回小金井市子ども・子育て会議	
事務局	子ども家庭部子育て支援課	
開催日時	令和6年7月24日(水) 18時30分から20時40分まで	
開催場所	801会議室	
出席者	委員	会長 金子 嘉宏 委員 会長職務代理 萬羽 郁子 委員 委員 亀山久美子 委員 喜多 明人 委員 後藤 律子 委員 小峰 優子 委員 清水 圭樹 委員 水津 由紀 委員 竹内 敬子 委員 長岩 蒼樹 委員 福井可奈子 委員 村田 由美 委員 安岡 圭子 委員 渡邊 理恵 委員
	事務局	子育て支援課長 鈴木 美苗子 子育て支援係長 古賀 誠 子育て支援係主任 山下 真優 保育課長 中島 良浩 保育施策調整担当課長 吉田 亮二 児童青少年課長 平岡 美佐 児童青少年係長 鈴木 拓也 学童保育係長 野村 哲也 児童青少年課主査 永井 桂 こども家庭センター長 黒澤 佳枝 母子保健・児童福祉統括担当課長 笠井 綾子 ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 佐々木 誠
傍聴の可否	可	
傍聴者数	5人	
会議次第	1 開会 2 「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価 3 令和5年度子どもオンブズパーソン活動報告会について 4 こどもの意見聴取について 5 次期計画策定について 6 その他 7 閉会	
発言内容 発言者名(主な 発言要旨)	別紙のとおり	
提出資料	資料27 「のびゆくこどもプラン 小金井」事業進捗状況評価表	

	資料28 「のびゆくこどもプラン 小金井」令和6年度策定スケジュールについて
	資料29 のびゆくこどもプラン 小金井 (素案)目次・第1章
	資料30 キッズカーニバルKOGANEI2024 まとめ

## 第6回小金井市子ども・子育て会議 会議録

令和6年7月24日

- 金子会長      ただいまから第6回小金井市子ども・子育て会議を開催いたします。
- 今日は、檀原委員のほうから御欠席の御連絡をいただいております。皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
- 早速ですが、時間になりましたので、議題どおり進めさせていただきます。
- それでは、次第の(2)「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価及び次第(3)の令和5年度子どもオンブズパーソン活動報告会について、一括して行います。
- 事務局から説明をお願いいたします。
- 子育て支援係長      子育て支援課からは次第の(2)「のびゆくこどもプラン 小金井」の進捗状況の点検・評価について説明させていただきます。資料27を御覧ください。
- まず、資料の構成ですが、評価表1、2及び3に分けておまして、さらに評価表3については、重点事業のみと重点事業以外の事業に細分化しております。
- まず1枚目、(1-1)ですが、評価表1の教育・保育施設になります。こちらは幼稚園と保育所に関するもので、計画では第3章第2節に該当する部分となります。令和5年度と令和6年度の進捗状況を記載しておりますが、こちらは令和6年4月1日現在で令和6年度実績が出ることから、令和6年度の進捗状況を記載しております。
- 続いて、1枚目裏面2-1から2-7までですが、評価表2の地域子ども・子育て支援事業です。こちらは、いわゆる法定13事業に関するもので、計画の第3章第3節に該当する部分となります。令和4年度と令和5年度の進捗状況を記載していますが、こちらは令和6年度が終了しないと令和6年度実績が出ないことから、令和5年度までの記載としております。
- 続いて、3-1から3-7までになりますが、評価表3(重点事業のみ)になります。こちらは計画の第4章「子ども・子育て支援施策の取組」掲載の中の重点事業と位置づけられた事業に関するものです。各事業について、令和5年度の実施状況と次年度に向けての課題・展望を記載しております。こちらも令和6年度が終了しないと令和6年度実績が出ないことから、令和5年度の記載としております。

続いて、4-1から4-26までになりますが、評価表3（重点事業以外の事業）になります。こちらは計画の第4章「子ども・子育て支援施策の取組」掲載の中の重点事業以外の事業に関するものです。各事業について、予定どおりに進んだか、予定どおりにいかなかったかのどちらかを選択し、予定どおりにいかなかった場合のみ、その理由と次年度に向けての課題、検討内容を必須としております。

なお、予定どおりに進んだ場合のコメントは任意としておりますので、記載のある項目とそうでないものがございます。また、こちらも令和6年度が終了しないと令和6年度実績が出ないことから、令和5年度の記載としています。

以上が各事業の担当課において行った点検・評価結果になります。

次に、子ども・子育て会議としての点検・評価をどのように行うかですが、終着点としましては、例年同様に、今回と次回8月に点検・評価結果の検証等々をしていただきまして、報告書を頂きたいというふうに考えております。委員の皆様から事前質問はございませんでしたので、今回の会議並びに次回の審議を踏まえまして、各事業について御意見がある場合は、それらを会議意見として追加するものでございます。

子育て支援課からの説明は以上です。

○児童青少年課長 続きまして、児童青少年課からお手元の資料について御説明をさせていただきます。

まず、活動報告会について御報告をする前に、令和5年度の子どもオンブズパーソンの活動状況につきまして、活動報告書が出来上がりましたので、お手元に配付をさせていただきました。5月の会議におきまして、速報値につきましては御紹介をさせていただいていますが、後ほど御覧ください。

今週の金曜日の7月26日に小金井宮地楽器ホール小ホールにおきまして、今年5年度子どもオンブズパーソン活動報告会を実施させていただきます。本日、チラシをお配りしましたので、御覧ください。

活動報告会は3部制になってございまして、第1部は落語家真打ちによる子どもの権利を題材にした落語、第2部は落語家と子どもオンブズパーソンによるトークセッションとなっております。トークセッションでは、子どもの権利、落語の制作秘話や落語家自身がふだんから小中学校を回って講演会などを行っているそうですので、そのあたりの活動内容につきましてもお話いただく予定となっております。第3部が子どもオンブズパーソンによる令和5年度の活動報告会となっております。開始時間は18時45分からで、夜間の時間帯ではございますけれども、お時間がございましたらぜひお立ち

寄りくださいませ。

簡単ではございますが、令和5年度の子どもオンブズパーソンの活動報告会につきまして、説明は以上となります。

○金子会長      ありがとうございます。事務局から御説明がありましたが、御発言されたい方というのと、実はこれを来月までに完成させないといけないということでございますが、今日なかなか急に書けと言われても書けないだろうということで、できれば今日この場で御意見いただければありがたいなというふうに思いますので、項目に分けて、1について御意見ありますか、2について御意見ありますかという形で御意見のほうをお伺いできればというふうに思っております。

実は、先ほどありましたように、次回8月にもう一度議論して最終報告書という形になるのですが、8月は8月でまた新しいものをつくるほうにも少し力を入れていかなければいけないということがありますので、本日できる限りのことをさせていただいた上で、さらにもう少し議論したいなということがあれば、8月にもう一度議論するという形にできればなというふうに思いますし、今日言い足りなかったな、もしくは、ここがよく分からなかったなということがあれば、この会議と会議の間に御意見いただければ、それをベースに来月もう一度議論をさせていただくということもできればなというふうに思っておりますので、ちょっと一通り、出る出ないはともかくとして、お話を聞いて、皆さんからの御意見をお伺いできればなというふうに思います。

まず、1-1に関して、先ほど御説明がありましたけれども、教育・保育施設についてということで推進状況というか、推進状況が数字として出ていると思うんですが、それに関して何か御意見のある方がいらっしゃいましたら、御意見をいただければというふうに思います。

○水津委員      1号認定のところで幼稚園のことが書かれていると思うんですけども、認定こども園の移行が思うように進んでいないとは思いますが、その辺のところの原因とか、認定こども園に移行すれば幼稚園が何かいいことがあるのかということがちょっと疑問もありつつ、今の状況をお知らせいただければなと思います。

○保育課長      幼稚園さんのほうの認定こども園化の移行については、基本、国自体としては認定こども園のほうにかじを切りたいというか、進めたい意向はあるんですけど、実際の各施設さんの意向としてはなかなか難しい、既存施設さんは。ですので、今日、村田委員もお越しいただいていますけど、既存園さんじゃなくて、新規開設で小金井市内について

は認定こども園を1園設置したところになってございます。

まずは既存の幼稚園さんのなかなか難しさとしては、そもそもが新制度の幼稚園に移行されている園さんが少ないというのがあります。学芸大附属幼稚園さんはなかなか立ち位置が難しいですけど、もともと子ども・子育て支援新制度が始まったときに、幼稚園は新制度に移行するか、旧制度のままで続けるかの二択になったんですけれども、新制度に当時みなしで移行されたのはこどものくに幼稚園さん、それ以外は新制度移行がなかったんですね。昨年、小金井教会幼稚園さんというところが新制度に移行されましたけれども、あくまで新制度の幼稚園なので、認定こども園化までは行っていないのが実態となります。

認定こども園も形態が幾つか分かりますので、もし保育と幼保連携型と呼ばれる村田先生のところと同じような形の認定こども園化するのであれば、保育部分をどうやって担保するかになると、まずは保育室、建物の問題とか職員の問題、そもそも幼稚園の中で運営されていた場合だと、夏休み、冬休みとか、働く職員の方も大幅に制度を変えなきゃいけないとか、非常に課題が多いというところは伺っております。

そういった流れの中で、現状としては、認定こども園の移行についてはなかなかなかった。従来のこちらの支援計画のほうでの認定こども園というのはあくまで新規開設の意向がある中で、1園程度、特に北西地域のところでエリアを考えてはいたところになります。なかなかそれも現状難しいのかな。保育施設自体の定員の余裕が今出始めている中で、新規に施設の開設というのが、本当に定員が充足するのかなというような問題もありますので、今度新しい計画の中になりますけれども、認定こども園、既存の計画では1園新規開設を見込んだ計画になっているものについて、次の計画上そのままのいかは、こちらの会議で御議論いただく部分になるかなと思っています。実態は以上でございます。

○水津委員      ありがとうございます。想像どおりというか、認定こども園に既存の園が移行することは非常にリスクがあるということは分かっていることだと思うんです。ただ、認定こども園制度に関する情報提供というような、周知というような項目が入っているということが、まずそぐっているのかどうかということと、あと、幼稚園の存続のことを考えると、それを認定こども園化することよりも、幼稚園として生きていくための何か特別な補助であるとか、保護者のニーズに応えるような何かの制度、例えばお預かりの充実だとか、そういうところへの補助とか指導とか、そういうもののほうに移行しな

いと、幼稚園自体が今もたない状況になるんじゃないかなというふうに懸念しております。200人いたところが80人になっていると聞きましたので、その辺のところを少し幼稚園のことに関しても、子育て支援としては何か策を考えていただけないかなと思っております。

○村田委員　　ちょうど昨日、私、小金井市内の私立幼稚園の先生たちと保育園の計画を行ってきて、多様な他者の導入の前にちょっと一度、保育園を見学したいということで、お連れしてきたんですけども、幼稚園がすぐに認定こども園というのはすごくハードルが高いと思うんですね。だけれども、存続していくためには、今いる在園児でないところの子どもたちを獲得していきたいというのが園長先生たちの意向で、そこを何とか掘り下げるためにいろいろ考えては、私は認定こども園なので幼稚園の全てが分かっているかといったらあれなんですけれども、幼稚園の先生たちも存続のためにいろいろ知恵を出して、できる限りのことはやっていこうというふうには思っておられると思います。

なので、誰でも通園制度というのがどのくらい見込めるのかというのがまだ今のところは分からないですけども、それで少しずつ3歳未満の方を取って行って、預かりも充実させて、幼稚園の子どもたち、幼稚園に通っていても保育園と遜色ないほど預かりの時間があるというのが売りになっていけばというふうに思っております。

あと、もう一つは給食施設の問題があって、給食があるから保育園のほうがいいわという方がいらっしゃると思うので、そこを、例えばお弁当にしても保護者の方の手を煩わせずにことができるようになれば、もっと人気が高まっていくのかなと思うんですが、なかなかそこは費用の部分もありますし、どのぐらいが昼食代として一番ベストな金額なのかとか、そもそもそこまでやる必要があるんだろうかという思いもきっとおありだと思いますし。でも、一応市内の私立幼稚園の先生たちもいろいろ考えて、存続のために知恵を出されていると思います。

○保育課長　　村田委員、ありがとうございます。ちょっと補足の説明をすると、今、村田委員がおっしゃっていた誰でも通園というのは、実は国制度ではなくて東京都の補助制度で、今年度途中、開始時期は10月ぐらいを考えているんですけど、東京都版の誰でも通園制度みたいな補助制度を都が国に先んじて、今、国のほうは令和8年度から誰でも通園制度を見込んでいるんですけど、その制度設計のための試行実施を全国の大体100ちょいの自治体でいろんなやり方で今お試しでやっている最中なんですけど、東京都は都の肝入り事業としてですけども、先んじて、そういった国制度よりもより柔軟に使える

補助として、多様な他者との関わりの機会の創出事業という補助制度を始めました。これがいわゆる都版の誰でも通園制度です。

小金井のほうは、現時点、幼稚園さんのほうに意向を確認して、4園ほど、今、意向をいただいています、先日の6月の市議会で補正予算で対象経費については予算の可決をしたところです。秋からの開始に向けて今、幼稚園さんと協議をしているところになります。

この都版の誰でも通園制度は国と同様で0歳から2歳までが対象年齢ですけど、今、幼稚園さんのほうで、柔軟に実施ができるという強みは、幼稚園さんにいきなり0歳は難しいだろうということで、1歳または2歳のみの学年から、できる範囲から小さく始められないかということで今、制度設置している段階です。

既存の幼稚園さんの事業実施の部分とは完全に月齢が違うお子さんですので、運営を分けて、例えば週1回とか、そういったスモールから始めていくような形で今、検討いただいています。

村田委員がおっしゃっていただいたように、これをきっかけに幼稚園にまずお子さん来ていただいて、そういった中で、ただ、制度の趣旨としては、子育ての孤立化の防止とか、あとは、子ども自体がそういった新たな経験を集団の場で積んでいく、子育ての面からもメリットがあるんじゃないか。そちらについては東京都の補助を活用して、小金井市のほうも幼稚園のほうでスタートを切りたい。

この補助自体は幼稚園さんに限らず、認可保育所とか認証保育所とかでも活用ができるので、今そういう保育部分にも意向を確認しながら、ぜひ話が整えば拡充はしていきたいと思っております。ですので、国制度が始まる前ですけれども、都制度を活用しながら、誰でも通園制度、0歳から2歳でどこの施設にも通っていないお子さんですね。

ただ、国制度は今伺っている限りだと、国制度のままだと月10時間までと非常に制限が強い仕組みなんですけど、都のほうはそういう制限は設けなくて実施してよいという仕組みになっているので、ある程度定期的なお預かりができるのかな。

この点のメリットについては、現場の保育士たちが、月10時間だと、簡単に言うと、月10時間来るだけのお子さんはきっと慣らし保育の慣らしにもならないよ、毎日20分になってしまう。そういったお話があるので、都版の誰でも通園の場合は定期的な預かり、そういう時間制限がありませんので、一定程度そういう預かりが長くなれば、お子さんもその施設について慣れていただけたらとか、そういった部分はあるかなと思っ

ています。

私のほうから補足説明は以上となります。

○金子会長 誰でも通園制度ができれば、保育園のキャパはさらに必要になってくるという可能性  
があるということですか。

○保育課長 国のほうが今想定している誰でも通園制度は、既存施設の保育でいえば、既存の空い  
ている部分を活用してというのが想定になっています。ただ、幼稚園さんで活用される  
場合は、そもそも幼稚園さんの幼児クラス3、4、5歳とは別の0、1、2歳なので、  
そこについては想定されるのは、空き定員というよりはプラスアルファの事業実施での  
想定にはなっていると思います。保育施設はそういう0、1、2歳のお預かりをされて  
いる施設であれば、0、1、2歳の空きの部分を想定した上での誰でも通園制度。

本当に建物に余力があれば、その空きの部分と言わず、空いているお部屋があるから  
既存の0、1、2歳の保育室とは別に、誰でも通園用のお部屋を用意して、そこで別個  
にやりますという潤沢な実施方法ができる施設ももしかしたらあるかもしれないですけ  
ど、恐らく都内の保育園でそんな余力のあるお部屋を設けてやっているようなところは  
ないので、都内で誰でも通園を保育施設がやるとしたら、0、1、2歳の空きのところ  
を活用する。そういうイメージになるかと思えます。

○水津委員 やっぱりよく分からなくなってくるというか、1つは、今の既存の幼稚園の継続とい  
うか、そこに通っている子どもたちも含めての継続という意味の施策ということと、あ  
と、誰でも保育園に関して言うならば、一時保育とどこが違うのって私の中で思ったり  
する部分があるので、その辺のところは何か分かりにくいなというのがあるんです。

今までそもそも一時保育を始めたときに、待機児童対象に利用されていた部分もあつ  
たと思うんですけど、今さすがにそれがなくなるとは思うんですが、その辺のところ、  
今も継続している一時保育と誰でも通園制度との違いとかも分からなくなっている  
なと私の中では思っているの、その辺のところも、今後ですけど、整理して、どこの  
部分になるのかみたいなことを次のところで、新しい制度ですから、お示しいただけれ  
ばなというふうに思います。

○金子会長 なので、意見として書けると思いますので、次期のところについては、また御相談か  
なというふうに思います。

では、2については2-1から2-7までありますので、特に気になるところという  
ことで、全部に答える必要はありませんので、気になるところがありましたら、ぜひ御

意見いただきたいということで、こちらもちよっただけ時間を置きますので、ざっと読んで、興味あるなというところを中心に読んでいただいて、何か御意見があればという形で進めさせていただければと思います。

○亀山委員 2-6の病児保育事業についてちょっと教えていただきたいんですが、お子さんが急に病気になって、休めなくて、どこかに預けたいけれども、どこも預かってもらえなくて、急きょ会社を休むという話をよく耳にするんですね。この内容でこれからどんなふうにこの事業が進んでいくのか、また、その人たちに、どこにどういうふうに連絡を取っていくと助け船を出していただけるというところが見つかるのかということをお教えいただければと思います。

○保育課長 こちら病児保育事業については、現時点、令和5年度の病児保育の施設3か所となっていますが、実は令和5年度までで1か所閉められまして、今年度については2か所のみになっています。桜町病院でやっていた病児保育施設と武蔵小金井の南口の駅前の方でやっていた病児保育施設の2施設。

あとは、保育園でその在園児の方を対象に病後児保育というのをやっている園さんが1園あるので、実績としてその病後児保育のところは1か所は変わらないんですけど、実は病児保育施設自体は3か所から、1か所、病院と併設だったんですけども、そちらの病院のほうの小児科の対応とかが難しくなったということで閉められた経過があります。

保育の部門としましては、今おっしゃっていただいたように、こちらセーフティーネット的なサービスになるので、利用が毎日満員であればいいというものではないと考えています。ただ、本当に必要になったときに施設がないと困るということで、こちら今、計画上は2施設ありましたが、私が保育課に来たときには実は1施設もなく、開設については、医療機関、特に医師の方との連携が必要な事業ということで、待機児が多い中で保育施設を増やすのとはさらに格段のハードルの高さというのがありました。医療機関との連携が必要な施設になるので、現状の2施設についても、病院併設型になって、まず、桜町病院さんというところは桜町病院の隣接のところにありますし、もう1か所のほうも小児科さんの隣接になります。

ですので、私どものほうとしては、こちら業務委託という形で、やはり民間の力を借りて実施をせざるを得ないサービスにもなっていますので、引き続き、そういった事業の部分について、開設のニーズが高いのは把握をしておりますので、そちら新規の部分

についてはなかなか、今現状、そういう医療機関自体、小児科自体が多くないという問題もありますので、そのハードルの高さもありますけれども、まずはそういった場所の開設のほうのお話等があれば、ぜひ私たちのほうは前向きに考えていきたいのが1つ。

あとは、先ほど申し上げたように、病後児保育を各保育園さんでまずは担っていただく。こちらのほうについても補助金という形で仕組みありますが、やはり看護師さんを御用意しなきゃいけないとか、保育園についてもそれなりのハードルが高い事業形態になりますので、そういった部分も含めて、ニーズを捉えながら、事業の拡張については考えていきたいというのが実態となってございます。

ですので、私どものほうとしては、こちら定員の枠として、何かがあった場合に利用いただける枠として一定数の確保ができるように、1施設閉まってしまった部分もありますので、より新規の施設については検討をしていきたいと考えております。

○渡邊委員 病児保育なんですけれども、半日で2,000円金額がかかるということで、保護者の方の費用負担が意外とハードルが高い、金額的なもの。そうすると、保育園のほうにどうしても、せきとか鼻水が止まらない状態で、無理して行かせてしまって、結局熱が上がるということもたまにあるんです。もう少し補助をしていただいて、この金額を下げていただくことができないのかなと思います。

○竹内委員 私も渡邊委員に賛同させていただくんですが、この表だと、病後児のニーズがかなり低いように思うんですけれども、把握はされておられる状況でしょうか。

○保育課長 料金の部分については、なかなか予算の関係もあるので、まず、お答えが難しいというところと、あと、病後児のニーズという部分についてですけれども、先ほど申し上げたように、こちらの病後児保育として把握しているのは、その病後児保育を施設として実施している園での実績のみになります。ですので、病後児保育自体をやっているその保育園さんで利用した実績しか把握をしておりませんので、市内全体で病後児という状態での保育ニーズについては、基本的には全て病児保育施設のほうで受けていただいている形にどうしてもなってしまいます。

この病後児保育というのは、あくまで特定の園さんが今、このサービスを1園だけ看護師を用意してやっていただいているというサービスになるので、病児・病後児を含めて、先ほど言った医療機関併設型の保育施設、病児保育施設のほうで受けていただいているのが実態になります。

○竹内委員 今、都内を見ると、2つに分かれていて、病院併設型と保育園併設型というのがあっ

て、保育園に関しては看護師が常駐しているというのが条件になってくるので、そこで疾患によって、おなかがすごく下痢をなさっているお子さん、あとは、せきのお子さんを一緒にしてしまうとうつってしまうということがあるので、1部屋で2人という現状があるというのを把握しつつ、充足するためにはどうしたらいいのかと考えることが急務かなと思いました。

○保育課長　まさに今おっしゃっていただいたように、ある程度一定のスペースがないといけないというのがございます。感染症だったり、お子さんの病気の状況も様々なので、そういった部分でいくと、スペースの問題、あと、場合によっては医師に即座に連携できるような形を取りたいというニーズもあるので、看護師だけの病児保育室の実施というところについては、あくまで保育園さんの病後児保育、病後児保育をやっていたとしても、容体が急変すれば当然お迎えのお願いをしますし、場合によってはそのまま園から病院に連れていくケースも当然ございます。

ですので、そういった部分も含めて、ただ、現場のほうはなかなか看護師自体が確保が難しいような状況もございますので、保育士も同じなんですけれども、いずれにしてもこの専門的な職種の人材というところの問題と、あとは病児保育室については、やはりそもそもの保育施設を一定の面積で御用意して、医療機関との連携を図る、そういった部分での新規開設ができる場所というか、そういった部分、ニーズというのはちょっと限られるというのが実態かなと思います。

私たちのほうとしては、現状、医師会の御協力も得て、1か所目の桜町病院さんの御協力を得て開設ができたという部分と、次の施設についても医師会の会員の先生の医療機関との連携の上で実施できた経過がありますので、そういった医療的な部分については引き続き市内の医師会の御協力も御相談しながら、必要に応じて開設の話、開設が進められないかというところは協議をしていきたいと考えています。

○竹内委員　病児保育のニーズが高いのであれば、そこを充足するためということで考えていかなければならないと思うんですが、桜町病院に関しては、院長先生が代わられたんですが、この間までは小児科の循環器を得意とする小林宗光院長先生だったかと思うんです。その先生が小児のところを施設を拡充して、新しく建てて受け入れたということが背景にあるかなと思うんですけれども、決してお金をそこにかける病院というのは本当に少ないかなと思うので、ニーズを酌み取って予算に還元していただけたらというのが一市民としてあります。

○亀山委員 保育園とか幼稚園とかには、小学校のように養護の先生がいらっしゃるところも結構多いかと思うんですけどね。幼稚園に多いんですかね。保育園はあまりないんですかね。

○保育課長 認可保育所に関して言えば、実は看護師は必ず置かなければいけない職員ではございませんので、基準上。ただ、市のほうとしては補助を出しながら、看護師の配置はやはり安全な保育の実施のためにも必要だと考えて、市のほうではその配置にかかる経費については補助を出していて、ある程度の保育園さんで看護師の配置をやっていただいたりしている経過がございますが、基準の考え方でいくと、実は看護師というのは保育園には必置、必ず法的に置かなければいけない職種にはなっていないというのが実態なんです。

○亀山委員 これからは働く方が増えて、その辺をもう少し、金額は民間に頼んだら4万円とか5万円とかすごく高いので、2,000円というのは、高いですけど、妥当かという感じもしなくはないですが、ただ、本当に充実していただけると、親御さんたちには安心できるかなという思いがありますので、よろしく願いいたします。

○金子会長 意見として書く形になると思います。イレギュラー対応というか、本当に困っていると、どこをどう予算をかけていくかというのは本当に難しい問題です。こちらにかけてしまって、通常のものがあまりかけられなくなるということも、限られたお金の中でということになると思いますし、特に、そもそもなり手がというか、やってくれる人がというところが、どう確保しているのかというのが本当に問題で、それはお金をつければやってくれる人が出てくるというわけでも多分ないかなということがありますので、どういうふうにしていくのかというのは本当に考える必要があって、若干のトレードオフのところはあって、通常のを削ってでもそっちをするのかということを考えて、なかなか難しいところは出てくるんだろうなというふうに思います。お医者さんでも、それをやれるお医者さんがどれだけいるかということかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

○後藤委員 3点ありまして、まず、2-2から1点で、学童保育所に関してなんですけれども、令和4年、令和5年で暫定が増えている。令和2年度からたまむし学童暫定ということもあって、今、5学童暫定といって場所を確保しているところなんですけれども、この状況、タイムシェアの状況をこれからも増やしていくのか。きちんと学童保育所として、例えば一番最初に暫定ができたたまむしは場所の確保をきちんと見据えているのか。今

後も人が増えたら暫定としてタイムシェアがまず一番になっていくのかというのを聞きしたいのが1点目。

また変わりました、2-5から2点ありまして、保育園の一時預かりのところなんですけれど、計画数が30,025に対し、実績が8,775で大分少ないなというのがあります、これは一時保育をするよりも普通に入所している子が多くなっているから一時利用の数が減っているのかなというのもあって、何年も前の話なんですけど、一時利用が抽せんで取りづらくて、いろんな保育園を回ってというのは以前聞いたことがあって、今そういうことをしなくても一時利用したいときにできる状況なのか。何かその辺のところが見えない中で、これから誰でも保育というのが始まったときに、対象はどういうふうに変わっていくのかというのが知りたいというのが1つと、もう一つ、同じページでファミリー・サポート・センターの利用が、実績が令和4年と令和5年で大分増えている中で、計画数はずっと例年同じ数で変わらないのは、何かサポートする側の数に上限があって、この数以上はできないと計画しているのか。そこのところがちょっと分からなかったの、ページが飛んじゃって申し訳ないんですが、3点お願いします。

○児童青少年課長 まず1点目の、暫定が増えているけれども、市としてはタイムシェアの方向なのか、あるいは固定の利用なのかというところで御質問いただきました。

まず、公共施設の活用という面で考えますと、市全体として建物の総量規制をしなければいけないというところがあります。建物の維持管理費が莫大にかかるというところがやはり懸念材料として市全体としてはあるんですね。ですので、公共施設の活用という視点で考えますと、タイムシェアというところをこれからは考えていかなければいけないというところがまず1点あります。

もう1点は、民間活力を活用していこうという動きとして、民間施設の賃貸借ですとか、民設民営学童保育所の推進というところになりますと、そこは民間のほうで場所を確保してというところをお願いをするという形にはなるかと思えます。

いずれにしても、なかなか学童保育につきましても場所の問題というところがございまして、様々な自治体で保育園と学童の併設の試みであったりですとか、民間の場所であっても、そういった場所をシェアするというところで何とか学童の場所を確保していくという動きも出ていますので、先進市の動向を踏まえながら、小金井市で活用できる資源は何なのかというところを、情報収集をまずはしていきたいというふうには考えております。

○保育課長 保育園の一時預かりは、後藤委員のまさにお見込みのとおりです。水津委員も先ほどおっしゃっていましたが、昔、一時保育は待機児童が多かったときには受皿となっていたサービスでした。ですので、一定程度、小金井でも待機児が100人を超えていた時期は、こちらの一時保育がなかなか予約が取りづらいという、予約が取りづらいというか、利用の空きがないみたいな時期が当然ございました。

現状、保育施設、待機児童解消のために増設してきたので、そういった保育園に入れないからというような意味合いのお客様は減ったのかな。で、従来の一時保育の目的であります家庭において保育を受けることが一時的に困難になったお子様のお預かりの利用に今はシフトしているかなと思ってございます。

ただ、その中でも悩ましいのは、予約が取りづらいというお声が一定程度あるというのは事実です。具体の様子を聞きますと、どうしても、例えば近隣の小学校とかの行事のときに下の子を預けたいとかだと、特定の日に特定のエリアで特定のお子さんをお持ちの世帯の予約が集中する。ですので、一時保育もいつも数字で見えていただいて分かるとおり、年間で大体トータルで延べの3万とかの枠はあるんですけど、埋まっちはないんですけど、みんなが予約を取りたいときは、いろんな事情があって、特定のエリアで事情が重なって、結果として特定の日はすごく予約が取りづらいという傾向がどうしても発生しているのは実態になります。そこが悩ましいところで、そのお声のまま、じゃ全体のキャパシティをこの状態でさらに増やすべきかというところは非常に悩ましいというのが現場の今の率直な考えです。

もう一つ、先ほども話題に上がりました誰でも通園制度との兼ね合いは、そちらの制度が始まったら、もしかすればこういう一時保育を実施していただいている保育施設さんは、そちらのほうのサービスの事業に移られるんじゃないかなというような予想は今つけています。現状はまだそういうお話までは行っていないんですけども、やはり国や東京都は誰でも通園制度と一時保育は一応建前上違うとおっしゃっているんで、事業が残っているんですけど、利用する保護者の方、あとは働いている現場の保育士からしたら、あまりその違いは感じられないわけで、そうすると、事業形態が誰でも通園制度が国が言うとおりの本格実施になって、きちんと国制度が始まるとしたら、一時保育事業自体はもしかしたらそちらのほうにシフトしていく可能性あるのかな。そうすると、既存の一時保育のサービス自体の供給量が下がりつつ、そっちのサービスの供給量に切り替わっていくのではなかろうかというような予想はつきます。

いずれにしても、一時保育自体は一定待機児が多かったときに比べると、本当に利用については空いているのが実態になっています。

○こども家庭センター長 ファミリー・サポート・センターの計画数が変わっていないところについては、のびゆくこどもプランの計画自体が5年スパンで計画数を出していて、少しずつ延びる形で5年間の数字を先につくっているということがありますので、大きく変わっていないということがあります。

4年度と5年度の実績数が大幅に違うというところは、ファミリー・サポート・センターの利用は、コロナ禍になって、預かるほうも預けたい方も恐らく感染症の懸念があり、利用枠がぐんと一時的に下がったということがありまして、ここでは令和4年度、5年度しか数が出ていないんですけれども、もともと利用が高かったのがコロナ禍でぐんと下がり、5年度に一気に戻ってきたということで、こういうような数字の経過になっていると思われるところです。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○金子会長 計画数は前から立てていた計画数ですか。

○こども家庭センター長 そうです。

○小峰委員 ファミリー・サポート・センターの話で、ちょっと今見たので、追加して、こちらの考え方というところで、ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズの対応が必要であり、多くの協力会員を確保してというところがあるんですけども、今、ファミサポのほうで支援をしている、いわゆる預かる側の方が、こんなことは予算のことになるんですけども、普通、今、今日のテレビの話だと、一番最低、アルバイト最低賃金が1,050円という話なんですけど、多分750円とかぐらいでやっていらっしゃると。だから、すごく多分負担がかかる、子どもを預かって負担かかる事業なので、せめて最低賃金ぐらいに合わせていただけるような形にすると、もっと相互援助組織としてなるかなというふうに意見があります。

○こども家庭センター長 最低賃金との乖離については、以前からそういった課題もあるんですけども、ファミリー・サポート・センター自体が有償ボランティアということで、労働対価としてお支払いしているということではなく、あくまで謝礼というところで、なかなか難しいのは、提供会員さんにとってはもうちょっとという気持ちもおありになると思いますが、利用したい方にとっては、金額が上がっていくと利用しづらいというところもありまして、なかなか、そこら辺はどうしたものかなというところで、今の金額で据

え置きになっているという現状がございます。

○小峰委員      ありがとうございます。まさしく市から補助を頂いて、こういうのに頂ければ。やっぱり使いたい方は安く使いたいし、お金を出したくなくて、民生委員のほうに話が来るのは、お金が出せないからボランティア、民生委員さんをお願いしますという、無償のボランティアという形で最後下りてくるんですけれども、その辺のところは多少もう少し市のほうで、そうすると、もしかしたら病児保育のところ、おうちにちょっとこっそり預かっていいわよと、未実施というところがもしかしたらできるようになるのかなというふうにちょっと思いました。

○水津委員      ファミリー・サポート・センターの趣旨が、先ほど言ったように有償ボランティアなんですよね。要は、お時間のある方がちょっとお手伝いをするという最初のスタートがその趣旨なので、それと責任のある仕事としての賃金対価ということになると、制度そのものを見直さないといけなくなるかなと思っているので、そのこの違いの認識というのは必要だと思うんです。

なので、そこは踏まえた上で、ファミリー・サポート・センターを今後、私の予想でいくと、人的保障が厳しくなるんじゃないかなろうかというふうに思いますよね、当然。今やったださっている方も結構高齢が多いので。若い方がこの賃金というか、有償ボランティアでやられるというふうには思いにくいというところがあるので、その辺のところはきちんと認めてというか、把握して、制度としてどうするのかということ考えたほうがいいかなというふうに思います。

あと、一時保育の件なんですけど、すいません、続けて質問させてください。以前は、例えば公立なんかでも10人の枠の中で定期利用何割とか、緊急で何席か空けておくとか、そういうふうになっていたと思うんですけど、それはまだ生きているんですか。

○保育課長      私的利用とか定期利用の枠の考え方については生きていますが、定期利用と呼ばれる部分が、公民問わず、かなり減ったかなと。定期利用、定期的にお預かりする、一時保育室の中で定期的にお預かりする部分、ここがまさに、保育園に入れなくて待機になられた方が利用していたサービスの部分なんですけど、そういった利用が激減しているのが実態です。

○水津委員      そうすると、私はそこで働いていたことがあるので分かるんですけど、定期利用のお子さんがいるから安定的に保育ができるので、全部が私的利用の人が自由に来ちゃうと、とんでもないことになるんですよ。その辺のところの把握が必要かなというふうに思い

ました。

○金子会長 おっしゃるとおり、急に来られてもという話だと思います。すぐ保育ができるわけじゃないですということかと思います。

○亀山委員 一時預かり保育と誰でも保育の関連なんですけれども、制度が先に来て、受け入れるところが後から整えるという形がとかく多いような気がするんですね。この話が出たときに、制度があるんだと、だったら、受け入れる体制をまず整えて、さっきおっしゃったように、急に来てどうするんだ、ばたばたしてしまって事故が起きては大変ですから、その辺を小金井はしっかりと受入れ体制があるんだというふうにして進んでいくといいなと思いました。

小学生とかは、先生がおっしゃったような形で地域を巻き込んで、本当に活性化していくと思っております。

○保育課長 誰でも通園制度は令和8年度の本格実施に向けて、まだ試行の段階になっています。今、水津さんが言われたような部分については、多分一時保育の中でも私的利用ということで、定期的にはらっしゃるんじゃないかと、その日だけいらっしゃるお子さん、そういったお子さんがかなり重なると、定期的に来ているお子さんじゃなくて、その日限りのお子さんが集中する場合、預かる保育士側としては非常に、その日だけのお子さんを何人もお預かりするという大変さがあるというような趣旨の発言だったかなと。

今、亀山委員が御心配されているのは多分、誰でも通園制度でも同じようにいろんな方が来る場合、そもそも預かる施設側の整備がしっかりないといけないんじゃないかというお話ですけど、一応この誰でも通園制度は各施設に強制される制度にはならない形になります。

いずれにしても国が実施をするサービスであります、このサービスを必ず、例えばですけど、小金井の市内の認可保育園全部がやらなければいけないという強制させるサービスではないんですね。国が制度をつくった上で、その制度を引き受けるのはその施設さんの自ら手を挙げるかどうか委ねられていますので、国が制度をつくって、勝手に認可保育園さんに必ず誰でも通園をやらなさいというスキームにはならない以上、手を挙げる段階である程度施設側でそれをやるためのお考えだったり、事業者として準備、そういったものをやっていただく形は当然あるかと思っています。ですので、ちょっと話が2つ入り交じってしまうんですけども、そういった区分けでお答えをさせていただきます。

- 亀山委員           ありがとうございます。要するに、手を挙げたところはきちんと受入れ体制ができて  
いるから安心だということですよ。
- 保育課長           そうですね。
- 竹内委員           私自身も子どもが小さかったとき、一時保育を利用しました。そのとき思ったのは、  
既往歴がなかったのも、もしそのときに例えばアナフィラキシーを持っていたり、エビ  
ペンが必要だったというときには、水津委員も御経験があるとのことだったんですが、  
一時保育の申込みだと、1か月前の15日まで締切りですので、何人までということ、  
そのときに、通常の入園さんよりも一時保育の入園の申込みの中で、アレルギーだつたり、  
医療的ケアというのが情報として本当に聞き取りだけで、たまたまうちの息子はそ  
ういった既往がなかったんですけれども、今後、10月から強制ではないスキームとい  
うことだったんですけれども、そこら辺の受入れ体制も事業者側に委ねられるという形  
でしょうか。
- 保育課長           幼稚園でやっていただく多様な他者についても、一時保育と同様に、事前の面談、お  
子さんの状況の確認で利用登録みたいな形で、各園さんでお子さんの状況を伺った上で  
の利用開始になると思います。全くそういった手順を踏まずに、本当にダイレクトにい  
きなりお預かりが始まるということは考えていません。
- ですので、一定程度、既存の一時保育もそうですけど、お子さんの状況によっては一  
時保育室でお預かりが難しいというようなお子さんも一定数いらっしゃるのとは実態とな  
っています。
- 竹内委員           補助金は、一時保育、誰でも通園は補助金が発生する項目になる形でしょうか。
- 保育課長           こちら多様な他者という部分については、東京都の補助を活用した事業なので、事業  
者のほうには運営経費の補助で、今回初めての場については開設の準備についても補  
助がある仕組みになっています。
- ただ、補助があるんですけれども、仕組み自体については、一定程度保護者に利用負  
担、利用料金の徴収をやっても構わない制度になっていますので、ただ、これ以上は取  
っては駄目という料金の上限は示されていますので、その上限の範囲の中で、幼稚園  
さんのほうで、大体利用料金をどのぐらいに設定するかというのは幼稚園さんのほうの  
裁量に任されている形になります。
- 清水委員           2-2の学童保育の確保のところですけども、御質問させていただきます。令和5年  
度の進捗状況については記載のとおりかと思うんですけど、令和6年4月からメガロス

のほうで民間学童をスタートしているので、そこら辺の追記もあってもいいのかなというふうに感じました。

あともう一つ、メガロス関連でお伺いしたかったんですけど、今1年生から3年生で超過状況が続いている状況ですが、メガロスのポスターを見たんですけど、1年生から4年生という記載があって、4年生を受け入れる経緯が、基本だった1年生、3年生が超過しているんで、そこで人数を確保すればいいとは思いますが、4年生を受け入れている経緯みたいのが分かれば教えてください。

○児童青少年課長 今現状、民設民営学童として東小金井駅の近くにメガロスさんが主宰の学童保育所が4月1日から運営をしています。今、定員が40名なんですけれども、8月1日現在で39名の入所数になる予定となっています。

一応、小学校4年生の学童の受入れニーズというお声も市民の方から聞くところまでございまして、委員がおっしゃったとおり、今、小学校1年生から3年生までの学童保育であふれているという状況もありますけれども、なかなか、お子様の成長の度合いによって、ニーズもあると考えてございまして、そこで民設民営学童ではそういったニーズの方にも応えるべく、小学校4年生もというところで拡張させていただいたところがございます。

効果としましては、東小金井駅の近くという立地もあるところもございまして、東小学校と、あと第三小学校の当初予定していた入所の希望人数よりも4月1日現在の入所数というところが若干抑えられたというところで、一定、民設民営学童保育所に入っていたかという流れはできたのかなとは思っております。

しかしながら、子どもたちの交友関係とか学校とのアクセスのよさ、そういったところも含めると、今の既存の公設民営、公設公営の学童保育所のほうが御家庭で希望される方が若干多いというのは現状としてあります。

今後、安定した民設民営学童の運営というところでは、定員数を満たすというところが今後継続していく上で必要ですので、様々な公設公営とか公設民営でニーズが拾い切れないところに関して、新たな魅力を発信する民設民営学童保育所を各種増やしていけたらいいかなというふうには考えております。

○清水委員 恐らく多分、学童の超過状況というところは多分皆さん感じていらっしゃるんですけど、そのポスターを見て多分ほとんどの方が何で4年生まで受け入れているのというところがあったと思いますので、今後、民間学童については4年生もそういうニーズがあるんで受

入れするということが明確に市民の方に伝わらないと、何か疑問が生じてしまうと思いますので、そこら辺の周知の仕方ですとか発信の仕方の工夫をお願いします。

○児童青少年課長 はい。ありがとうございます。

○金子会長 よろしいでしょうか。結構時間がかかっていますが、3まではやっていきたいと思っています。

○萬羽会長職務代理 今さらで申し訳ないんですけど、分からなくて、素朴な疑問なんですけど、3-5の子育て中の保護者グループ相談で、参考指標が育児不安親支援事業延べ参加人数とお母さんグループ延べ参加人数になっていて、これはタイトルは保護者グループ相談で、上のほうはグループじゃなくて相談できるということなのかというあたりが分からなかったの、どういうものなのかというのと、本当にただ単にお母さんって限定していることに何か意味があるのかなと思ってしまって、保護者グループと言っていたけど、こっちはお母さんなんだなという、そのあたりを教えていただけるとありがたいです。

○こども家庭センター長 育児不安親支援事業のほうは、こども家庭センターの中で虐待対応であるとか養育困難対応など、こども家庭センターの中の直営の相談支援員や専門職の相談支援員がそういった対応、相談を受けておまして、ケース対応をしていく中で、育児不安親、不安を抱えている親御さんにケースワーカーの見立てでお声掛けをして、そういった方に集まっていただいて、吐き出しの場を提供するというような事業です。月に1回、場を設けて、吐き出していただいて、みんなで共有するというような事業でございます。

もう一つのお母さんグループのほうは、親子あそびをこども家庭センターの委託事業として、その中で様々な講座であったり、お母さんグループのイベントであったりという、そういったことをやっているんですけども、直営ではなくて親子あそびひろばの中の事業として、母親のグループを集めて、お話をしていただくような事業で、そういった事業形態の違いがあります。

○母子保健・児童福祉統括担当課長 もともとひろばのほうでやられている事業なので、ひろばにいらっしゃる方というのは最近お父様も増えてはいるんですけども、もともと仕事をされていない親御さんが広場に遊びに来ることが多くて、その中で、親御さんの不安感とか同じような悩みがある人に、あと、お子さんの年齢ですね、悩みが出やすい年齢の方を対象にやり始めたという経過がありまして、実際にお母さんグループというふうには載っていますが、公表している名称は恐らく育児中の、でも、お母さんという形では案内されていると思うんですけど、お母さんグループという名称ではなく、アプリ

コットというような教室の名前でやっていたりしています。当初、女性の方が多かったというところでこのまま引き続き、お母さんグループという形で呼んでいるのが現状です。

○金子会長　　これは、ちなみに、プランに入っている事業名がこの名前だったんですか。

○萬羽会長職務代理　時間もあれですので、すいません、意見としては、その隣の結果の説明のところは、お母さんグループの相談の回数が減ってきているのはほかの事業との関係ですとかって書いてあったりもするので、実態に合わせて今後は何か変えていくこともあるのかなと思って、ちょっと意見として思いましたということです。すいません。また次までに教えていただけたらうれしいです。

○喜多委員　　1つだけ。3-1の子どもオンブズパーソンの結果のところと、それから、3-2の子どもの権利の広報活動の両方とも共通するんですけども、オンブズもかなり評価の参考指標としては、認知度、オンブズがどれだけ知られているかという認知度が重要だということが前提に書かれているんですが、その努力が、オンブズ側が認知度を高めるための周知啓発活動をするとか、それから、子ども権利の普及啓発も、オンブズの側が子どもの権利事業を行うというふうな形で、オンブズのほう側の努力で認知度を上げていくという、あるいは権利啓発をやるというのは分かるんですが、実は、教職員がどう思っているか。

教職員がオンブズについてどれだけ宣伝普及啓発しているとか、教職員が、例えば、子ども権利事業はオンブズの先生が頑張っているのはよく写真でも見て、いいんですけど、ずっとやってオンブズに任せるだけじゃなくて、本来は教育機関である教職員が子どもの権利事業をやるほうが、もっと専門家がやるわけですからね。

ところが、残念ながら、今の教員は養成課程で十分な子どもの権利に関する養成を受けていないので、せめて研修、つまり、教職員研修で子どもの権利研修なり、オンブズ研修で、つまり、一方的にオンブズが普及啓発とか権利事業をやるというだけでは、教職員の側がそれに対して前向きにオンブズを受け止めて、宣伝したり、権利事業を先生たちがやれるような、そういう研修というのをこの意見の中に入れておいていただきたい。

○児童青少年課長　貴重な御意見ありがとうございます。私どもも普及啓発というところでは、学校教育、現場の先生方との協力が不可欠だと考えているところではあるんですけども、一足飛びにそれがかなうかといいますと、なかなか難しいところがあるのが正直なところ

です。

今朝、会議の冒頭で紹介させていただきましたオンブズパーソンの報告書を庁議の中で各部長職と理事者のほうに御報告を差し上げたところ、市長のほうからも、学校教育部で校長会とかでぜひこれを配ってあげてくださいということで、教育長のほうからも、ぜひ校長先生にまずはこの活動の周知をお願いしますということで、理事者のほうからも言われておりますので、まず校長先生に知っていただき、権利学習を見ていただくことによる普及啓発から行っていきたいと考えております。貴重な御意見本当にありがとうございます。

○喜多委員      どこの地域でも、現場側からいうとオンブズはよそ者で、外圧という言い方が一般的なんですね。だから、ここ小金井と言っているわけじゃないんです。どんな地域へいって校長先生であっても、オンブズはねという感じで引いちゃうんですね。現場側からはね。だから、教職員の側が前向きにオンブズを受け止めていくような研修というのをぜひ、これはどこでも課題なんです。教職員もやっぱりオンブズをなかなか受け入れてくれない。宣伝すらしてくれないという、そういうところがありますので、ぜひ頑張ってください。

○金子会長      多分、学校の教員の制度というのが原則的には3年ぐらいしか同じ学校にいない形になっているので、研修しても研修しても。

○喜多委員      追いつかないか。

○金子会長      違う先生がやっているというのが学校の基本的なところで。着任の先生にどうその情報を伝えていくか。もちろん着任した校長、校長先生も3年で代わっていきますので、3年で校長先生が、調布市から来た校長先生とかに着任の時点で何かを伝えるということがあるのと、先生方は実は研修という言葉に物すごくアレルギーがあります。物すごくたくさん研修を受けているんです、先生たちって。なので、研修じゃない形でオンブズマンと仲よくなるみたいなことが先生方ならできるという気はします。

○児童青少年課主査    すいません、ちょっと簡単に権利学習について、教職員による子どもの権利と権利学習について補足させていただきますと、今、権利学習、市内の小学校に対して、去年の9月から6年生対象に権利学習を始めています。始めるに当たって、約1年近くかけて、授業内容をどうするか、その過程の中で、ワークブックというのを東京経済大学の野村先生とそのゼミに協力していただいて、作らせていただきました。

そもそもワークブックを作ったきっかけというのも、今でこそ子どもオンブズパーソンのほうが権利学習をするということで学校を回っていますが、将来的に学校の先生に

この授業を行っていただきたいという思いも含めて、ただ、先生たちもふだん自分たちが抱えている授業がありますので、なかなか、いきなり授業やってくださいといっても難しいと思うので、その内容も、先生方がしていただきやすいような内容もみんなできつくり考えながら作ってきたという経過がありますので、将来的には子どもオンブズパーソンだけではなく、教職員の先生にこの権利学習をやらせてもらえたらという思いでは、はい、オンブズパーソンのほうでは考えております。

- 金子会長　　皆さんで作るとするのは、先生側もすごく重要なことだと思うんですが、今言ったように、着任する先生はそこを作る過程を知らずにまた与えられるという形になって。
- 喜多委員　　3年なんですか、今。6年じゃなかったっけ。
- 金子会長　　先生によります。なので、本当に行ってしまうということを前提に考えないと、学校もできないです。ある意味で、いい制度でもあるし、難しい制度でもあると。なので、一番早いのは、本当は学習指導要領に入れて、例えば道德の時間で必ずこれをやりなさいみたいな話になってくると、先生方の受入れ方も変わってくるんだろうなというふうには思いますので、その辺はきちんとしていく必要があるのかなというふうに思います。
- 亀山委員　　ちょっと教えてください。子どもの権利条例ができたことは、先生方はご存じなんでしょうか。
- 金子会長　　研修では多分受けられていると思います。都の教育委員会もそこはやっている。
- 亀山委員　　私も知らなかったのと言えないですけど、先生方もご存じなのかなという気がしたんです。もともとのものをご存じであれば。
- 金子会長　　それは、教育委員会とかがまさに先生方に向けての研修というのは地道にやっているとは思いますが、先生方、本当に研修をたくさん受けているんですね。次から次へと、まさに学習指導要領が変わったら、次の教科のことを考えてといったような形になっていくので、どこまでというのはすごく大きな問題になるかなと思います。
- 亀山委員　　向き合い方の基本ですもんね。
- 金子会長　　そうです。本当にそこが基本だというのは、最近、教育委員会のほうでも理解している。子どもの権利をしっかりと教えなきゃいけないというのは教員養成課程でも言われていることではあります。子どもの権利が分かっていると、何か変な指導はしないだろうということは、大抵の問題は解決するんじゃないかというのはよく言われることです。そこは先生方の文化みたいなものをうまく捉えながらやっていただくと、すごくいいのかなと。

○長岩委員 3-7の障がい児の緊急・一時預かりというところで、今のところ検討となっていますが、一定数のニーズがあると思うので、前向きに検討していただきたいようなと思います。実際そのニーズがどれくらいあるのか、ちょっと気になったので、予想でもいいから何かデータがあれば教えていただきたいなと思います。

あと、実際実施した場合、障がい児に対応できるような職員体制が気になったので、それも教えていただきたいと思います。

○保育課長 こちら、評価というか、コメントを書かせていただいておりますが、なかなか一時保育、公立保育園を例に上げると、職員体制、こちら10人の定員に対して2人でやっています。10人のお子さんを2人で見るということになると、基本、集団保育になるんですね。ですので、こちら、障害のあるお子様ということで、配慮が必要なお子さん、様々な配慮の仕方もございます。集団保育で配慮ができるような形であれば、お預かりは当然やっている部分になりますが、2人で10人とか見る場合には、集団としてお預かりするとき、例えばですけど、お子さんが多動の傾向があったりして、加配、大人が1人プラスアルファでついていないと、けがをしてしまうんじゃないか、そういった場合については職員体制が取れないので、なかなかお預かりが難しいケースも出てくるかなど。

昨今言われる医療的ケア等が必要な場合については、当然その職員は基本保育の仕事をする職員しかおりませんので、看護師等もない中で一時保育で医療的ケアが必要なお子さんのお預かりができるかというところ、現状難しいというところになってございます。ですので、そういった職員体制ですね。そもそもの認可保育園の職員自体、保育士自体もなかなか今確保が難しい中、一時保育でプラスアルファの加配の職員を置いて、お預かりする職員体制を御用意できるということが非常に難しくなっている。

小金井では幸い今まだ起きてはいませんが、そもそも認可保育園としてお預かりする教室の保育士すら用意ができなくなって、保育園自体の運営に支障を来すというのも、少ない事例ですけれども、全国で起こりつつある現状もあります。保育士さんがなかなか採用できない。ですので、そういった一時保育施設、認可保育園さんがプラスアルファで今やっただけのようなサービスの部分が多いんですけど、なかなか保育士の確保、そういったところが一定程度改善が見込めないと、そういったプラスアルファの人員を配置してのお預かりのサービスが難しいというのが現状となっております。

ニーズについては一定程度、数としてはないんですけども、やはりお預かりの相談

とか保育課のほうで御相談を受けているケースがあります。状況によっては、そういう一時保育の中でお預かりできるケースがあれば、サービスのほうとマッチングしてつないだりはしていますが、どうしてもその相談の中では現状として難しいケースのお子さんもいらっしゃるのとは実態としてございます。

そういった場合については、状況によってですけど、違うサービスの部分としては、児童発達支援サービスの中でのサービスの御利用とかを御案内したりするケースもございます。お子さんによってそういった中での療育の一環としてというところで、そこはちょっと趣旨が違いますけれども、そういったサービスのほうが本当は必要ではないかというような御案内につながるケースもございますので、一概に保育という側面ではございませんが、福祉の相談の窓口の1つとして、きっかけとして保育課の窓口にはいらっしゃるお子様で、違うサービスのほうにおつなぎする、そういったサービスにそもそもつながっていなかったお子様のお問合せが来ることもありますので、そういった中では福祉サービスの連携という形でおつなぎするケースもあるのが実態となっています。以上です。

- 長岩委員            ありがとうございます。現状、結構難しいんだなということを感じました。
- 水津委員            どこで聞いたらいいか分からなかったら今になっちゃったんですけど、放課後デイサービスというのは福祉施策。
- 保育課長            福祉保健部のサービスですね。
- 水津委員            だから、この絵じゃないということなのかしら。課的には別かもしれないけど、子どもとしたら学童の放課後デイサービスというのは同じ扱いではなかろうかと思う部分があって、どこかでその部分の促進だとか連携だとかというのは、ないのはなぜなのかなというのを最近ちょっと思ったので聞いてみました。
- 安岡委員            ごめんなさい。時間が過ぎている中、申し訳ございません。お世話になります。3-1の虐待対応事業で、実績の方は右肩上がりで大変御苦労されているかと思えます。保健所もいつも大変お世話になっております。一方で、ケース検討会の開催回数が横ばいといったところで、必要に応じて実施いただいているというところなんですけれども、ただ、早期にうまく小金井市さんのほうで事例を探知して介入しているですとか、何か私どものほうで勉強させていただくお取組がありましたら、すいません、教えていただければと思います。お願いします。
- 金子会長            私もちょっとそこ気になっていて、多分、虐待件数が上がっているということはすご

く問題なことだなというふうに思いますので、どうしたらそこが減らせるのかみたいなことは、多分何か分断してしまうと、こういう形で考えていくと難しいことが出てくる。

例えば、3-5の12なんていうのは、多分虐待件数を減らしていくときの方策として出されているというようなこともあるんだと思います。先ほどいろんな施策をつなげていくということが必要なんだというふうに思いますので、今後も次のことを考える上でも、虐待件数が上がっているというのはすごい大きなポイントになるのではないかなというふうに思います。

すいません、まだもう少しだけ議題が残っていますので、4に関しては、予定どおり行かなかったというところを中心に皆さん何か見ていただいて。全部見ると大変だと思えますので、予定どおり行ったというところの御意見も全然オーケーですけれども、中心としては予定どおり行かなかったというところを中心に見ていただければなというふうに思います。

1から3のところに関しても、ここを言い足りなかったとか、聞き足りなかったというところを、次の会議までに、間にメールで御連絡をしていただければ、次の議題に入るときに議論させていただければなというふうに思います。すいません、議事の進行がうまくいかずに時間がたってしまったのですが、一旦2と3はこれで終了とさせていただきます。

次に、次第の(4)子どもの意見聴取についてを行います。事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 まずは口頭報告になります。令和6年7月20日に若者ワークショップを開催し、計29名の方々に御参加いただきました。現在、集計や分析等を行っておりますので、結果が出次第、委員の皆様へ情報提供させていただく予定です。

また、前回の会議にて口頭報告させていただきました令和6年6月8日、9日に小金井市宮地楽器ホールで開催されたキッズカーニバルにブースを出展して行った小学生までを対象にした子どもの意見聴取につきまして、ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の佐々木さんのほうから御報告のほうをさせていただければと思います。よろしく願いします。

○佐々木氏 ナレッジ・マネジメント・ケア研究所の佐々木です。よろしく願いします。先日、キッズカーニバルKOGANE I で実施したアンケートについての報告をいたします。あのようなポスター上のアンケート調査票の用紙に回答をシールで貼り付けてもらうよ

うな形で回答したものになります。

今回の実施の背景といたしまして、こども大綱にある子どもの意見聴取としての機会となることと、あと、未就学から中学生の問題に対する意見聴取の場と考えまして、今回実施いたしました。

こども大綱では、子どものうちに意見表明をする経験は、その後の意見表明や社会参加がしやすくなることにつながるもので、とても重要であるとされています。そのため、単に意見を聴取するだけではなくて、意見を表明したという経験ですとか、お互いに話を聞いてもらえたといった実感をより多くの子どもたちに持ってもらうことも1つ大事な目的として実施させていただきました。

そのような目的から、今回実施したパネルアンケートの回答用紙を子どもたちに選んでもらえるように、いろんなバリエーションのものを用意いたしました。あと、回答のインセンティブとして、スーパーボールのくじなどを用意させていただきました。その結果、以前、キッズカーニバルで実施させていただいた同様のパネルアンケートの回答が81件だったのに対して、今回は最大で268件、大体3倍以上の回答をいただくことができました。

また、特に子どもたちがシールを選べるという点について、保護者の皆様から大変御好評いただけていたようで、子どもの意見表明についての理解といますか、子どもに選択をするということに対しての理解が高い地域性があるのかなと私自身感じました。

また、今回はテーマを居場所としたことから、子育て・子育て支援ネットワーク協議会へたんけんマップをお願いして、御提供いただきまして、回答いただく子どもたちに地域の居場所をイメージしてもらいやすいツールとして使わせていただいたことに加えて、子どもと一緒に来訪される保護者の皆様にも、こういうものがある、地域に子どもの居場所がこういう子ども視点での居場所はこういうところがありますよということを知っていただきたいという目的から、パネルアンケート表に配置させていただきました。

こちらの目的についても達成しているように実感しておりまして、今後保護者の皆様が子どもたちの居場所に対して、まさに地域を巻き込んで、みんなで大切にしようみたいな行動変容につながるようなことを期待しております。

では、実際の結果について、御説明します。設問の1番が「とても楽しいと感じる場所はどこか」という説明を設定しております。こちら、図書館や公民館、児童館や児童クラブという項目が98件と最も多く、次いで、友達、おじいちゃん、おばあちゃん、

親戚の家、こちらが88件。公園や自然の中で遊べる場所が41件と続いています。

小金井市で小学校児童に対して実施したアンケートがあるんですが、そちらでここにいたいと感じる場所についての設問の結果では、祖父母、親戚の家や友達の家が最も多く、続いて公園や自然の中で遊べる場所、最後に図書館や公民館、児童館などの施設となっていました。物理的な場所としては、未就学等の小さなお子さんにとっては施設系といいですか、屋内の居場所が好まれている傾向があるようです。

次、問2。楽しいのはなぜですかという設問に対して、友達や仲間、優しい大人がいるからという回答が118件と最も多かったです。次いで、好きな遊びや運動、本が読めるからが93件。安心できる・落ち着けるからが28件と続いております。

好きな遊びや運動、本が読めるからや、安心できる・落ち着けるからは、居場所の要素としては時間と呼ばれるものでして、何をするかということですね。一方、友達や仲間、優しい大人がいるから、人との関係性といいまして、誰と一緒にいるか、もしくは逆に1人であるというのもここに要素に含まれるんですが、そういったものでありまして、この時間と人との関係性においては、やや人との関係性のほうの割合が高いといいですか、重視している傾向が分かりました。

居場所として楽しいものをつくるのであれば、人との関係といいですか、人と交流できるような場所が恐らく喜ばれるものではないかなということが伺えます。

問3、誰と一緒にいきたいですかという設問なんですが、こちらはお父さん、お母さん、兄弟、一緒に暮らしている家族が125件。一緒に暮らしていない家族、友達が120件と、これはほぼこれのみに集中して二分されています。こちらに関しては、家族向け、友達向けみたいな形で居場所を区切るのではなくて、そういったものが柔軟にどちらでも来やすいような居場所づくりというものが必要かなと考えています。

最後、その場所で何ができるとうれいしいですかという設問に関しましては、いろんな人であることというものが93件と圧倒的に多くて、次いで、ほかの意見が79件ありました。その3つ目が、自分の話や意見を聞いてもらえることが56件となっています。この79件のほかの意見の中では、居場所的には時間に相当するものが意見が多かったです。いろんな人と出会えることですか、自分の話や意見を聞いてもらえることは、どちらも相手がいて成立するような内容になりまして、ここでも誰かしら人との交流みたいなものが要素として含まれているのかなと考えています。

結果を総括いたしますと、対象が小さな子どもの場合は、居場所は物理的には屋内と

いう場所が好まれることと、人との関わり合いの中で楽しいと感じやすい傾向があるということが分かります。今後、新規の居場所づくりですとか、居場所の運営を進める上では、大人数で遊べるですとか、いろんな人と交流できるといったことが必要かと考えております。

以上ですが、今回、ネットワーク協議会の皆様には大変御協力いただきまして、ありがとうございました。すいません、以上になります。

○金子会長 皆さんから何か御意見がありましたら。

保護者の方がどう感じたのかみたいなことが、ここだとそこまで理解できていなかったんですが、もしそこを目指しているのであれば、保護者向けの調査をしてみるのも1つあるんじゃないのかなと思いました。

○佐々木氏 はい。

○金子会長 恐らく子どもの意見表明が大切だと大人に伝えるという意味があるのであれば、そこを聞いてみるというのは1つあるかなと思いました。

もう一つ、私のほうからなんですけど、ただ、ここがいいというパーセントがちょっと高いからこっちだという話ではないかなと思っていて、むしろここがいいと思っている子の、ここは充足しているのであれば、もっとこういうところが欲しいと思っている子の何が充足していないのかということが分かってくるといいんじゃないかなというふうに、どこが足りていないのかということだと思うので、ここがいいんだと思えている場所が十分にあるのかどうかということのほうが大事かなと思うので、もし調べられるのであれば、それぞれこういう場所が欲しい、ここがどういうところが好きだとか、小金井市にはこういう場所はどれくらいあるけど、実はこれ、こっちをやりたいと思っている子の場所はあまりないということがちょっと議論していけるといいかなという気がしました。

○萬羽会長職務代理 確認なんですけど、これ選択肢を与えて全部聞いたんですか。

○佐々木氏 はい。そうです。シールを貼って答えやすく楽しくという趣旨の下、一応4つの設問で、選択肢が3つプラス自由。

○萬羽会長職務代理 設問ごとに1、2、3、4。小さなお子さんなのであんまりないのかなと思いつつ、最後のまとめが誰かと過ごすとかというところを結論づけているけど、選択肢が割と誰と一緒にとか、いろんな人と出会えるとか、前提にしちゃっていたような気がしなくもないので、1人での自由みたいなところをあまり考えていないような質問の設定

だったのかなと思っちゃったのですが、何か今後あれば、今の金子先生の意見とも近いんですけど、そうじゃない子たちがどう思っているかというところもむしろ大事なのかなと思ったので、多い少ないだけじゃないようなところを聴取していただけると参考になるのかなと思いました。以上です。

○佐々木氏 一応実施したアンケートがありまして、それと比較しやすいような項目の設定はしたんですが、ちょっと刷り合いがうまくいなくて、今回の分析ではちょっと、すみません、課題として認識しております。

○金子会長 そのほかはよろしいでしょうか。

最後にちょっと大物の議題が残っておりまして、次に行きたいと思います。次に、次第（５）の次期計画策定についてを行います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 まずは資料２８を御覧ください。今年度の会議開催日程については、委員の皆様へ事前にお伝えしているところですが、各回の審議内容について一表にまとめました。詳細につきましては資料を御覧ください。

続きまして、資料２９を御覧ください。本日の会議では、目次構成（案）及び第１章（計画の策定について）について説明させていただきます。

まず、計画の構成につきましては、全部で６章にまとめたいと思っております。今後、各回で１もしくは２章ずつ御議論いただく予定ですので、よろしく願います。

今回お出しするのは目次と第１章部分になります。目次を御覧ください。第１章、第２章までは現行計画とほぼ一緒です。今回、目次レベルで大きく変わるのは第３章以降です。現行計画では、第３章が市のサービスの供給計画である「子ども・子育て支援事業計画」でしたが、今回はこども計画として鞍替えすることから、子どもを主役として据え、直接的な子ども施策が先に来るような構成とし、子ども・子育て支援事業計画の部分は後ろに来るよう変更しました。

第１章は、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間と策定体制を示しています。策定の趣旨では、主に社会や時代の変化、法律の改正などに触れています。今回は令和５年に成立した「こども基本法」で「こども計画」の策定が努力義務とされたこと、「こども大綱」により「こども計画」が子どもの総合計画としての位置づけがはっきりしたこと、児童福祉法の改正などがポイントです。

計画の位置づけでは、市の計画との関連と市町村こども計画として作られること、含

まれる計画の種類などが示されています。

計画期間については、現行の「のびゆくこどもプラン 小金井」と同じ5か年計画のため、そのままスライドして表記、計画の策定体制については現行計画と内容的には同じです。

説明については以上になります。

○金子会長      ありがとうございます。皆さんから御意見をいただければというふうに思いますが、時間も時間なので、次回も含めて何か御質問等をしていただいた上で、議論するということになるかなというふうに思います。

特に大きな変更点は、子ども・子育てということと子どもということ、こども基本法に基づくこども計画と呼ばれているものが、子ども・子育てを含むような形で今後計画されていくということになっているというところで、この文章でいうと、計画の対象というところが結構変更しているという認識で大丈夫ですか。

○亀山委員      今、おっしゃった計画の対象というところ、とても分かりやすく、理解がしやすかったんですけども、最初の趣旨のところの文章が、同じ言葉が、コミュニケーションが必要、コミュニケーションが必要というところ、「には」とか「など」とか、文章と文章の間にいっぱい言わなきゃならない伝えたいことが山のようにずらずらと並んでいるんですけど、この辺がもうちょっとすっきりすると読みやすいかなと、読んでいて思いました。

○金子会長      ほかは皆さんいかがでしょうか。

○萬羽会長職務代理    計画の最初のところを読んでいると、最初のところはこども基本法の関係で平仮名のこどもになっていて、その後のところで「そのため、本計画では」のところの「年齢等で区切るのではなく」とかという文章を見ると、上の平仮名のこどものほうが合っているのかなとかちょっと思ったり、私自身も理解があまり追いついてないんですけど、子どもの表記みたいところは、もしかしたらもう1回整理する必要があるのかなと思いました。

○佐々木氏      すいません。お答えさせてください。ここは難しいんですか、こども基本法は平仮名のこどもで使われています。こちらのこども基本法の最初の「こどもとは」の部分は、こども基本法に規定されているものなので、同じ平仮名表記のこどもとさせていただきます。

下のこども大綱では、後に続く部分は、これは、こども大綱のほうも平仮名表記であ

るんですが、こども大綱の説明をするときの小金井市さんの、こども大綱そのものから抜粋したものではなくて、小金井市さんの表記に合わせてあるんですね。説明、単純に規約の説明みたいな形になりますので、なので、こども大綱では後に続く部分は抜粋そのものではないので、小金井市さんの表記の仕方として、漢字の子に「ども」のセットにさせていただいております。

すいません、ちょっとここが、それぞれのルールに基づいた子どもの表記の仕方が混在しているところがありまして、ちょっと分かりにくくなっているということがありまして。

○喜多委員　こども基本法のほうは、若者を含めてこどもというイメージしているんですよ。ところが、こども大綱は若者を外へ出しちゃっている。子ども、若者で。つまり、こども基本法のときのこどもと、こども大綱のこどもというのが重なっていないんですよ。基本法のほうは若者も含めてこどもとって、年齢で規定していなかった。ところが、こども大綱は若者を外へ出しちゃった。こども・若者というふうにしちゃったから混乱が生じたんです。

僕が言いたいのは、しょせん平仮名のこどものほうは固有名詞で設定したところはその表記でいいと思います。法律名。大綱名。こどもの日というのも、最初はそこから始まっているんですけどね、全部平仮名というのは。だけど、實際上、子どもの権利条約とか全体的に表記するのは子だけ漢字で、「ども」を平仮名というのが一般的な書き方であるし、メディアもマスコミのほとんどがその書き方になっているんですね。

特殊なのは、東京都と文科省が子どもの「ども」を漢字にしちゃったんですよ。これつい最近なんですよ。だから、また混乱しちゃう。僕らが「ども」を漢字にしないのは確定しているんです。者どものどもですから、どもが非常に従者という意味合い、大人に追従する従者という意味合いが「ども」に入っちゃうのはよくない。者どものどもなんですよ。だから平仮名にするというのが合理的だというのが僕らの判断で。だから、子だけ漢字というのが一番一般的な使用する用語だと思いますので、それで結構です。平仮名にするのはあくまで固有名詞。固有名詞のときは全部、こども基本法とかこども大綱は全部平仮名でいいと思うんですよ。というのが私の意見です。

○金子会長　なので、そこの表記も今後考えていく必要があるかなというふうに思います。

次回までいろいろ皆さん、今日御質問があれば質問を受けて、議論しておきたいなというふうに思います。私の個人的な意見でいうと、僕自身は子どもの定義を心身の発達

の過程にあるものとしてしまうことが、僕自身は違和感がある。そうすると、僕も子どもだなという。少なくとも心の発達はまだしているんじゃないかと思うので、そうすると、実は大人として円滑な社会生活を送ることが俺はできているのかというようなこともすごくあって、子どもの定義というのはやや曖昧になっているところがあって、多分、本当に40になっても50になっても年齢は過ぎていったとしても、大人としての円滑な社会生活を送れていなければ子どもと扱うというようなことが、年齢を決めなかったということにあって、多分その計画自体がそこまで考えている計画を立てるべきなんだろうかというのはもう一回考えていく必要があるかなというふうに思うのと、事前に萬羽先生とお話しして、こども計画という言葉が、国が決めているんだと思うんですが、どうもすごく違和感があるんですね。

こどもを計画にはめるのかというのは、多分教員から考えると、ちょっと今あり得ない。個別最適化をしていく中で、子どもをこの計画にはめますというような意味合いにとられかねないというのが、今日、すいません、議事録に残るので一応言っておこうというだけなんですけど、これが変えられるか、変えられないかというのは国と市との関係性もあると思うんですが、こども計画という言葉が本当にいいのかということは、ちょっと考えないといけないかなというふうに思います。

前は実は、子どもの、その前は。

○子育て支援課長 現行計画はのびゆくこどもプラン小金井なんですけど、括弧書きで、第2期小金井市子ども・子育て支援事業計画ということで。

○金子会長 丁寧に説明しているんですよ。急に支援事業計画がこども計画になってしまうというのは、何か説明を省いている気がして。

○萬羽会長職務代理 3ページの上のところに、こども施策を総合的に推進するためとかという、そういう総合推進事業計画とか総合計画とかのほうが何かフィットするよねみたいなお話をしておりました。

○金子会長 それもいろいろ大人の事情があるんだろうなということは鑑みながら、どうするかということをやっと皆さんで議論していければなというふうに思っています。

多分目次のところも結局、子どもの表記で、今回、小金井市の子ども・子育てを取り巻く環境というのを第2章に入れているんですけど、子どもの対象を広げるのであれば、ここは今、喜多先生がおっしゃられたとおり、子ども・若者を取り巻く環境ということにしていけないと、バランスが取れなくなっていく可能性はあるんじゃないかというこ

とはあるので、その子どもの定義というのが、全体にわたって影響しているかなと思います。子どもをどう表記していくかとか、子どもをどう定義していくかということは、どう対象を決めていくかということかと思います。

○子育て支援課長 基本的には、こども大綱で子ども・若者というところが出てきています。若い世代というのを20代、30代を中心というふうに書いているところがございます、なので、子ども・若者の支援を含んでいくという意味では、若者といっても30代ということとでいくと、40歳未満なのかなというようなところはちょっと想定しているところではありますが、表記については今後検討していきたいと思います。

○金子会長 なので、そこら辺はちょっと議論をしながら、多分目次だとかそれぞれの各項目においても常に何を対象としているのかということを考えながら決めていかなければいけないと思います。

あと、もし御意見がありましたら、御質問ありましたら、メール等でもぜひ御質問いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、(5)を終了させていただきます。

次第の(6)その他の議題とします。次回の開催日程について、事務局より説明をお願いいたします。

○子育て支援係長 次回の開催は8月20日火曜日18時30分から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○金子会長 そのほか、何かございますでしょうか。すいません、ちょっと議事の進行がうまく行かず、大分時間がたってしまいましたが、以上(6)について終了させていただきます。

本日の審議事項は以上となります。以上で本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —